

特許業務法人
清水・醍醐特許商標事務所
内外知的財産権ニュース

2016年3月

1. TPP協定を担保するための商標法改正

昨年10月5日、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉が大筋合意に達し、本年2月4日、協定への署名が行われました。さらに3月8日には「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」が国会に提出されました。上記法律案には知的財産分野での法改正も含まれており、著作権法（非親告罪の問題等）や特許法（新規性喪失の例外規定等）の改正が取り上げられております。商標においては商標の不正使用に関する損害賠償に関して以下のような法定の損害賠償に関する規定が整備されることになりました。

商標法38条4項（改正案）

商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対する侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その侵害が指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。第五十条において同じ。）の使用によるものであるときは、その商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができる。

*下線部は弊所にて記載したもの。

なお新しいタイプの商標については既にTPPにも対応すべく昨年4月から新商標法が施行されておりますが、これに関するTPPの条文は以下のようになっております。

第十八・十八条商標として登録することができる標識の種類

いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。さらに、各締約国は、匂いによる標章を登録するよう最善の努力を払う。

なお3月14日現在の新しいタイプの商標の出願・登録状況（特許情報プラットフォームで検索した結果）は以下の通りで、色彩のみからなる商標の登録は依然として報告されていません。

	計	内訳				
		音	動き	ホログラム	色	位置
出願件数	1181	376	81	14	458	252
登録件数	52	23	23	1	0	5

2. 意匠審査基準の改訂（画像を含む意匠）

画像を含む意匠に関する意匠審査基準が改訂され、物品にあらかじめ記録された画像のみならず、事後的に記録され物品と一体化した画像は、意匠法上の「意匠」、すなわち、「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」を構成するものとされることとなりました。ここで「事後的な記録」によって物品と一体化した画像とは、(i) 意匠に係る物品があらかじめ有する機能に係るアップデートの画像及び(ii) 電子計算機にソフトウェアをインストールすることで生成される、電子計算機の付加機能に係る画像を含んでいます。

また同時に、ありふれた手法に基づいて創作されるような創作性の低い画像について意匠権が生じる懸念を払拭するため、創作非容易性の判断基準を明確化するための意匠審査基準の改訂もされております。

なおこの審査基準の改訂は、創作非容易性については平成28年4月1日以降に審査される意匠登録出願に、創作非容易性を除く部分については同日以降の意匠登録出願に、それぞれ適用されることとなります。

このように画像を含む意匠登録の範囲が拡大されましたが、あくまでも現行法の枠組みの中での審査基準の改訂ですので、意匠登録の要件として物品との一体性は依然として要求されます。例えば物品から独立した画像そのものは保護の対象とはされておりません。

上記の内容についてご質問等ありましたらお気軽にお尋ねください。